

東・西生活課の所管区域の見直しについて

被保護世帯数は、平成19年度までは、年間約200世帯程度の増加で推移していたが、平成20年秋のリーマンショック以降急速に増加し、平成21年度は年間約900世帯の増加となった。

この結果、東・西生活課の被保護世帯数の不均衡が一層広がり、東生活課に比べて西生活課に来庁する区民の相談や保護費の支払いまでの待ち時間が長くなっている。

このため、東・西生活課の所管区域を見直すことにより、両課間の区民の面接、支払いなどの待ち時間の不均衡を是正し、もって窓口サービスの向上を図るもの。

1 見直しに当たっての基本的な考え方

- ・区民サービスの低下につながらないように交通アクセスに十分配慮する。

亀有地区から東生活課まで、乗り換えなしで3系統のバス路線が利用可能であり、9時から5時までの間、毎時5～7本のバスが運行されている。

- ・連携する機関の所管区域に配慮する。

亀有地区の民生・児童委員の担当区域の範囲内であり、保健所、亀有警察署、金町消防署の所管区域内にすべて入り、当該所管区域を分断することはない。

2 東・西生活課所管区域の見直し（案）

亀有一丁目から五丁目までの区域（約580世帯）を西生活課の所管から東生活課の所管に変更する。（別紙のとおり）

これにより、東生活課と西生活課の被保護世帯数の差は半減する。また、区全体に占める世帯数の割合は、東生活課が36%から43%に、西生活課が64%から57%になり、両課の不均衡が是正される。

被保護者世帯数の推移と区域見直し（案）

	東生活課	西生活課	東・西生活課の差
平成18年12月	2,442世帯 (38%)	4,056世帯 (62%)	1,614世帯
19年12月	2,511 (37%)	4,244 (63%)	1,733
20年12月	2,581 (37%)	4,434 (63%)	1,853
21年12月	2,867 (37%)	4,985 (63%)	2,118
22年12月	3,156 (36%)	5,505 (64%)	2,349
区域見直し（案） （平成22年12月ベース）	3,736世帯 (43%)	4,925世帯 (57%)	1,189世帯

